南相馬市立鹿島中学校長 高橋 知宏

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う春休みの対応について

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。また、本校の教育活動に対しま しては、常日頃より深いご理解をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス (COVID-19) による感染拡大防止のため、3月4日より臨時休校の措置が とられておりますが、3月9日の「当面感染者の増加傾向が続くと予想され、警戒を緩めるわけにはいか ない」という政府専門家会議の見解等を踏まえ、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応を 3月24日以降の春休みにおいても継続していくこととしましたのでお知らせします。

生徒の健康・安全の確保に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろ しくお願いします。

記

1 春休みの対応について

- (1) 学校において多人数が集まる機会をもたないこととし、春休みの生徒の活動は次のようになります。
 - ① 部活動は、中止とします。
 - ② 令和元年度離任式は、行いません。転出者についてはオクレンジャーでご案内します。
 - ③ 入学式等の事前指導のため、該当生徒には学校に来てもらうこともあります。ご了承ください。
- (2) 学校図書館の利用について (オクレンジャーで配信済)
 - ① 利用日 3月23日(月)
 - ② 時間 10:45~12:00
 - ③ 内容
 - 図書の貸し出しのみ実施します。閲覧や図書室内での学習はできません。
- (3) その他
 - ① 担任等が生徒の健康状況を把握するため、家庭訪問や電話連絡等をとることがあります。
 - ② 生徒の状況等について何かありましたら、学校(46-2019)へ連絡してください。
 - ③ 生徒の皆さんは、不安や悩み、困ったことなど、相談することがありましたら、遠慮なく、学校 へ連絡してください。(教職員勤務時間:平日の8時00分~16時30分)
 - ④ 学校生活においては当面の間、登校時には昇降口で手指をアルコール消毒し、昼食時以外はマスクを着用するようにお願いします。

なお、今後の感染の流行状況によっては変更がある場合があります。

2 感染拡大防止に向けてのお願い

- (1) 生徒の皆さんは、免疫力を高めるため、十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけてください。
- (2) 保護者の皆様には、感染拡大防止の観点から、お子さんの健康観察を徹底し、発熱等風邪の症状が見られるときは、無理をせず、自宅で休養させるようお願いします。

- (3) 日常生活の中で、次の点を心がけた行動をお願いします。
 - ① マスクをつけること。
 - ② 手洗い・うがい・消毒をすること。
 - ③ 会話や発声時には腕の長さ程度の距離をとること。
 - ④ 換気の悪い密閉空間を避けること。
 - ⑤ 多くの人が密集する場所を避け、互いの距離を1、2メートル程度あけること。

3 令和2年度のスタートについて

- (1) 期 日 令和2年4月6日(月)
- (2) 日 程 7:30~ 新年度の学級編制の発表(新2・3年ともに東昇降口)

自分の学級の黒板に掲示してある座席表を確認し、廊下に ある自分の机・いすを座席表の位置に移動します。

~ 8:00 登 校

8:00~ 出席確認、健康観察等

8:10~ 体育館入場

8:20~ 8:40 着任式

8:40~ 8:55 第1学期始業式

9:05~ 9:35 入学式準備

9:45~10:30 学級活動(連絡・教科書配布等)

10:45~ 完全下校

- ※ 在校生の入学式への参加は、取りやめます。
- ※ 下校時刻は、当日の日程の関係で、若干ずれることがあります。
- ※ 今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、変更がある場合があります。ご了承ください。
- (3) 持ち物は通学用カバン、筆記用具、上履きです。
- (4) 4月7日(火)以降は、平常通りの予定です。 なお、今後の感染の流行状況によっては変更がある場合があります。

4 4月以降、新学期に、新型コロナウイルス感染の発生が確認された場合について

- (1) 生徒本人が感染した場合
 - ① 発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合は臨時休校の措置がとられます。
 - ② 症状が出ていない状態で登校していた場合は、市教委が県と十分な相談の上で判断します。
- (2) 生徒が濃厚接触者に特定された場合
 - 当該生徒に対して出席停止の措置をとります。

(出席停止の期間……感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間)

- (3) 感染は分からないが、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合
 - 感染拡大防止の観点から、無理をせず、自宅で休養するようお願いします。
- (4) 休校等の対応について
 - 市内において、児童生徒ではなく成人や年配者の感染者が出て、感染拡大傾向がある場合などは、 公衆衛生対策として市教委が該当学区の学校に対して臨時休校等を決める場合があります。